

介護サービスの給付適正化について（通知）

- 1 検討項目
 - ①一般世帯における訪問介護の生活援助
生活援助を計画しようとしたときに審査を必要とするもの。
 - ② 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所
認定期間中の累積利用日数が、認定期間の日数の半数を超過する可能性が生じたときに審査を必要とするもの。
 - ③ その他
特に審査が必要と判断されるもの。
- 2 提出場所：彦根市高齢福祉推進課 介護保険係
(〒522-0041 彦根市平田町6 7 0 番地 彦根市福祉センター1階)
受付時間：9時から16時45分まで
- 3 提出期限 ※①「一般世帯における訪問介護の生活援助」は、サービス開始予定の1か月前までに、申請を行ってください。
※②「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所」は、半数を超える2ヵ月前までに、申請を行ってください。
- 4 手続方法 介護支援専門員等は、申請書1部（原本）と「5 提出書類」に記載されている書類を各1部提出してください。
- 5 提出書類
 - ①「一般世帯における訪問介護の生活援助」
 - (1) 介護サービス給付確認申請書（原本1部）
 - (2) フェイスシート（1部）
 - (3) アセスメントシート（1部）
 - (4) 居宅サービス計画書（1）（2）または介護予防サービス支援計画表（1部）
 - (5) 週間サービス計画書（1部）
 - (6) 課題整理総括表（1部）
 - ②「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所」
 - (1) 介護サービス給付確認申請書（原本1部）
 - (2) フェイスシート（1部）
 - (3) アセスメントシート（1部）
 - (4) 申請月のサービス利用票・別表（1部）
(短期入所利用日数が記載されていること。)
 - (5) 居宅サービス計画書（1）（2）または介護予防サービス支援計画表（1部）
 - (6) 課題整理総括表（1部）
- 6 検討結果 書類審査には時間を要します。原則、2週間以内に介護支援専門員等に通知します。

7 留意事項

- この書類審査は、サービス利用前およびサービス担当者会議の開催前に実施するもので、暫定プランでの提出も可能です。算定を認める場合でも、原則として届出日前に遡ることはできません。
- 前年度等に、現在の確認期間内の算定を認めている事例についても、確認期間終了時、認定更新時、ケアプランを変更した時等には改めて書類審査を行いますので、引続き介護サービスが必要と判断される場合は、再申請をしてください。
ただし、利用者の状態変化を伴わない介護支援専門員の交代については、再申請は必要ありません。例えば、利用者の希望により居宅介護支援事業所を変更した場合、事業所内の介護支援専門員の異動により担当が交代した場合などが該当します。
- 必要な対応がとられていないまま給付費の算定がされていることが判明した場合、給付費の返還を求めることがあります。
- 生活保護の介護扶助を利用されている方（65歳未満の方）についても、介護保険の算定と同等の判断を行いますので、該当する場合は申請を行ってください。
- 虐待案件についても、申請書類の提出は必須となります。

問合せ先 彦根市高齢福祉推進課介護保険係 電 話：0749-23-9660 メール：kourei@ma.city.hikone.shiga.jp
